ネーミングライツによる愛称等の表示に係る基準について

令和８年10月27日　ネーミングライツ検討会議決定

ネーミングライツにより付与される愛称を表示した看板等を新設するに当たっては、長野市屋外広告物条例、長野市の景観を守り育てる条例等に定めるもののほか、次の基準に適合したものにしてください。

表示可能な愛称等について

1　表示可能な愛称は、申し込みの際に提案されたものを基本に、本市との調整を経て決定した、契約において定めたものに限ります。
2　施設に設置する看板等で愛称を表示する場合、企業のロゴマーク等で愛称を象徴するものとして必要なロゴマーク等を1種類に限り付加することができます。
3　表示する企業名などの愛称及びロゴマークの大きさは、施設名の表示の大きさと同等又はそれ以下に限ります。詳細は、以下の例を参考にしてください。
4　各種イベントのチラシ等、施設に設置する看板等以外で愛称を用いる場合の文字の書体及びロゴマークの付加の有無は、主催者等に委ねるものとします。

【　愛称及びロゴマークの表示例　】

1　ロゴマーク等を表示しない場合

（1）表示可能な例

企業名等+施設名称（同じ大きさ）

○　〇〇〇〇　総合体育館

（2）表示不可の例

企業名等の表示が施設名よりも大きい

×　〇〇〇〇　総合体育館

契約で定めていない宣伝文等が併記されている

×

この街で、、、

〇〇〇〇　総合体育館

愛称のほかに企業名・商品名等を含む

×

〇〇〇〇　総合体育館
株式会社〇〇〇

2　ロゴマーク等を表示する場合

（1）表示可能な例

ロゴマークと企業名等が施設名と同じ大きさ又は小さい

○


〇〇〇〇　総合体育館

（2）表示不可の例

ロゴマークと企業名等の表示が施設名より大きい

×


〇〇〇〇　総合体育館

企業名等は施設名と同じ大きさだが、ロゴマークが施設名より大きい

×


〇〇〇〇　総合体育館

契約で定められていない、宣伝文等が併記されている

×

この街で、、、、


〇〇〇〇　総合体育館

愛称のほかに企業名・商品名等を含む

×


〇〇〇〇　総合体育館
株式会社〇〇〇

※ロゴマーク等に企業名・商品名が含まれるものについては、そのロゴマーク等が一般的に使用されており、企業の看板、広告、ホームページ等で客観的に確認できるものであれば表示可能です。